

## 南九州大学動物実験委員会規約

### (目的)

第 1 条 この規約は、南九州大学（以下、「本学」という。）が実施する動物実験等に関し、動物の愛護及び管理に関する法律（以下、「法」という。）、実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準（以下、「飼養保管基準」という。）、研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針（以下、「基本指針」という。）及び動物の処分方法に関する指針（以下、「指針」という。）を踏まえ、日本学術会議が策定した「動物実験の適正な実施に向けたガイドライン」（以下、「ガイドライン」という。）を参考に、科学的にはもとより、動物愛護の観点及び環境保全の観点並びに動物実験等を行う教職員等の安全確保の観点から、動物実験等が適正に実施されることを確保することを目的とする。

### (委員会の設置)

第 2 条 本学に、前条の目的を達成するため、南九州大学動物実験委員会（以下、「委員会」という。）を置く。

### (組織)

第 3 条 委員会は、学長が委嘱した次に掲げる委員を各部専任教職員から選出し構成する。また、互選により委員長を決定する。

- (1) 委員長 1 人
- (2) 動物実験等に関して優れた識見を有する者 若干名
- (3) 実験動物に関して優れた識見を有する者 若干名
- (4) その他学識経験を有する者 若干名

### (任期)

第 4 条 委員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

### (委員会の審査)

第 5 条 委員会は、次に掲げる事項を審議または調査し、委員長が必要と認めるときは南九州大学倫理委員会に諮問する。

- (1) 動物実験計画が法、基本指針、飼養保管基準、基本指針、指針等及び本規程に適合していること
  - (2) 動物実験計画の実施状況及び結果に関すること
  - (3) 施設及び実験動物の飼養保管状況に関すること
  - (4) 動物実験及び実験動物の適正な取扱い並びに関係法令等に関する教育訓練に関すること
  - (5) 自己点検・評価に関すること
  - (6) その他動物実験等の適正な実施のための必要事項に関すること
- 2 委員長は、会務を総括し、委員会を代表する。
  - 3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。
  - 4 委員長は、委員会を招集し、議長となる。
  - 5 委員会は、委員の過半数の出席をもって成立する。

### (事務)

第 4 条 運営委員会に関する事務は、総務企画部総務課が担当する。

### (雑則)

第 5 条 この規約に定めるもののほか、委員会に関して必要な事項は、委員会に諮って定める。

第 6 条 この規約の改廃は、教授会において行う。

### 附 則

この規約は、平成 28 年 8 月 26 日から施行する。